

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する 市民意見提出手続実施結果等について

1 意見募集期間

令和2年5月18日(月)から令和2年6月17日(水)まで

2 意見提出状況

- (1) 提出者 2人・2団体
- (2) 提出意見数 51件
- (3) 提出方法
 - ア 持参 1人・1団体
 - イ 電子メール 1団体
 - ウ 郵送 1人

(4) 提出意見の内訳

分 類 目	件数
人権行政に対する考えを述べた意見	18
人権行政指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見	
第1編 北九州市人権行政指針	15
第1章 指針策定の経緯と位置付け	(2)
第2章 「人権文化のまちづくり」の推進	(1)
第3章 人権施策の推進	(5)
第4章 人権教育・人権啓発の推進	(7)
第2編 北九州市の人権に関する取組み状況	15
第1章 人権を取り巻く状況	(0)
第2章 北九州市の人権に関する取組み状況	(15)
資料編	1
その他の意見	2
合 計	51

(5) 指針への反映状況

分 類 名	件数	割合
① 指針に掲載済	7	14%
② 追加・修正あり	3	6%
③ 追加・修正なし	21	41%
④ その他	20	39%
合 計	51	100%

3 市民意見と市の考え方 2～16ページ

4 市民意見等を踏まえた修正内容 17～18ページ

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
人権行政に対する意見				
1	意識調査(2017年末に実施した北九州市職員・教職員の人権意識調査)の結果では、市職員・教職員の「人権研修については「当事者から直接的に学べる内容」が最も多く望まれているにもかかわらず、全く反映されていない。当事者から学べる機会を増やすべきである。 また、当事者についても講師に招かれないという事実があるので、差別的な対応は改善すべきである。	職員の人権意識の向上のため、人権研修にあたっては、同和問題や障害のある人、性的少数者等様々な人権課題をテーマに取り上げ、当事者の方を講師として、実施しています。 また、北九州市が実施する人権に関する講演会においても、当事者の方を講師とし、多くの職員も参加しています。 今後も、より一層効果が上がるよう内容を工夫し、研修を実施してまいります。	1	④
2	インターネットにまつわる差別事件については、全国的にもモニタリングが進められており、多くの自治体でも実施されている。北九州市においてもインターネット内の人権問題についても更に対策を強化し、モニタリングを取り入れられたい。	北九州市では、市立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校を対象とし、個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害について、委託業者による検索・監視のパトロールを行っており、報告を受けた事案については、学校と連携して指導・改善を行っています。 今後も、インターネットの適正利用についての啓発及び人権問題への対応を推進してまいります。	1	④
3	今日の世界情勢から見た人権と日本国憲法に保障されている人権に照らし「人権行政指針」案を見て1969年から33年間にわたり巨額を投じ解決に邁進した北九州市が2002年の「同和」を冠する施策を一般施策に移行し18年。それでも「到達点」に達していないという考え方をやめ、個々の問題解決に憲法に照らし行えば解決することではないでしょうか。	北九州市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランでは、「同和問題を人権問題という本質からとらえ、あらゆる人権問題の解決につなげていくという見地に立って、生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発を進めます」としています。 また、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「北九州市人権行政指針」に基づき、相談担当職員の資質向上等相談機能の充実を図るとともに、部落差別の解消に向け、より効果的な啓発活動を推進していきます。	1	④

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
4	多様性の記述(障害者・高齢者・アイヌの人々・外国人・ヘイトスピーチ・HIV・ハンセン病等。刑を終えて出所した人・犯罪被害者……)があります。今回の新型コロナウイルス対策でも朝鮮学校や朝鮮幼稚園の生徒・児童には他施設には配布された消毒液やマスク等の配布は「各種学校」と言う理由で排除されています。遑って高校の授業料無償化でも同朝鮮学校は排除された過去を持っています。それらの事象記述は1語もありません。北九州市人権と謳っていますが市民とは誰のことを言っているのでしょうか。住民票のある人ですか。納税者でしょうか。在日外国人は当てはまらないのでしょうか。というように個々に発生した事案に対しこの行政指針を持って貴局は如何なる行政対応を行ったでしょうか。穿ってみれば予算執行、帳面消しの行事の一環。絵に描いた餅にすぎないことではありませんか。	「北九州市人権行政指針」は、市民と北九州市が力を合わせて「人権文化のまちづくり」を進めて行くための基本理念や基本的な視点、施策の方向性を示したものであり、その市民には、当然、外国人の方も含まれています。 個別の人権課題については、それぞれの事業の中で取り組んでいます。 なお、北九州市内の朝鮮学校に対しては、子どもたちの教育環境整備のための助成を平成元年から実施しています。	1	④
5	15頁にあるように人権啓発をし、人権尊重を基本とした学校運営の推進に、と人権問題をことさら「学習」や「研修」の一環に位置づけ啓発していくやり方は、かつて一部同和運動団体と市が主体となり市民同士を不信・不安に陥れた分断・糾弾学習の流れを変えただけで「言いたいことが言えない」「求める答えを言っとけばいい」式で新しい偏見や言論封鎖を産み、分断をしていく道具になっているのではないのでしょうか。	人権啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていき、人権を尊重される社会を実現するために行うものです。市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し行動することが問題解決につながるものと考えます。 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第3条には、地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭等の様々な場を通じて行うよう定められています。 子どもの実態や発達段階を踏まえて、学校教育全体を通じて人権教育に取り組むことは意義があると考えています。	1	④

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
6	3頁の「指針の位置づけ」にあるような視点は同和問題が行政に悪影響を与えた払拭と懺悔の視点だったものでした。21世紀は国際人権規約、憲法前文や同11条から14条に記されているように「個人として尊重される」視点に立てばこの行政指針はいらない、ことになりませんか。 私ども北九州市人権連は21世紀の本市には「北九州市人権行政指針」は必要ない、と考えます。 2002年に地対法が失効し、その後幾度経過を辿り、北九州市人権施策審議会の答申に基づき始まった「人権行政指針」。20世紀の収支決算で始めた「市民啓発」行政の役目はすでに終わった、と考えるべきです。 「人権」は民主主義最大の権利なのです。逆に言えば民主主義のないところに人権はありません。「人権」の名を語って再び市民同士を不信と疑心暗鬼に陥らせ、分断する行政をするべきではありません。	「北九州市人権行政指針」は、市民と北九州市が力を合わせて、「人権文化のまちづくり」を進めていくための基本理念を示したものであるため、北九州市の人権行政の推進に必要なものと考えます。	1	④
7	人権擁護委員は相談者と同等の立場で当事者意識を持って傾聴し、共感する能力と、相談者を何を訴え、解決したい事は何かを「想像する」能力＝「想像力」を併せて備わっておかなければならない。かつ、面談の際、き章・名札を着用する礼節も求められる。だが、委員としての資質、人間としての礼節共に、欠如している者が、過去御センターに存在していた。その上、市長並びに市職員の対応は、市民に対する「背信行為」に該当する事は明確であるにも関わらず、市長・職員を擁護し、委員として必要な資質である「公正・中立」性も欠落していた。人権文化推進課は、真に「任命責任」を持って、人権擁護委員として適任なのか審査し、必要な研修を実施したのか疑念が持たれている。疑念を払拭するように人権文化推進課職員が努力しないと、人権啓発モニター人員が毎年の如く定員割れになっている事に示せられているように、市民からの信用は現状のままでは得られない。相談の告知、広報よりも、相談に充たる人権擁護委員の資質の向上に努めることが最優先事項である。	人権擁護委員は、市長が、議会の意見を聞き推薦した人から、法務大臣が委嘱するものです。推薦にあたっては、厳格な推薦基準に則っています。 保健福祉局人権推進センターの人権相談員は、必要な研修、自己研鑽を積み、相談者に対して、真摯に対応するよう努めています。	1	④

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
8	本市の成人式は毎年、派手な衣装・髪型・グループ同士のけんかがマスメディアに取り上げられ、加えて去年は、衣装代を7年前から滞納し、店側が損害賠償を求めて、提訴した事案が報道された。子ども家庭局・青少年課と連携して、小学校時分から、人権感覚と、成人としての行動の責任、自覚を養成する指導が継続的・体系的に確立されていないから、こうした問題が発生したと推察する。それに、報道機関に対し、派手な衣装を着用した者ばかり、取り挙げて、式典の様子など事実を正確に伝えるよう、これまで要請してこなかった市側の対応には問題がある。こうした事態を放置すれば、全国から「本市の成人式は、奇抜な衣装・髪型での出席を許可しているのか」などの誤解が拡大する懸念がある。また、式開催には公金充てられていることを鑑みても、市民から開催に対する疑念が挙がっている。22年度(令和4年度(2022年))から、18歳成人年齢引き下げ実施を機に、真に「20歳の成人式」が必要なのか検討するべきであるし、また、人権教育を含め、早期から社会人教育を推進する事が、本市には必要ではと思う。	成人式の報道に関しては、成人式後の「まちに感謝！おそうじ大作戦」といった清掃活動などを積極的にPRした結果、清掃活動の様子や、成人式のために働いて頑張ってきた姿、両親への感謝のこたばなども取り上げられるようになってきており、市民の方からの苦情も減少しています。今後も、様々な視点から報道されるよう情報発信していきます。 また、成人年齢が引き下げられた後の成人式については、他の自治体の動向や、国及び本市が行った若者等へのアンケート結果を踏まえ、これまでどおり20歳を対象とした式典とすることとしています。成人式は、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます人生の節目となる大切な行事であることから、令和4年度からの式典についても、例えば、お世話になった方に感謝の気持ちを伝える機会や、市民意識・郷土愛の醸成につながる内容となるよう、青少年育成団体等の意見を聴きながら、検討したいと考えています。 また、人権教育については、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の実現に向けた指導のポイントとして、「人権教育は、幼児児童生徒が人権に関する知的理解を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を身に付け、自他の人権を守るうとする意識・意欲・態度が実践力につながるよう、組織的・計画的に取り組む」こととしています。 今後も本教育プランに示されているとおり、各学校において、子どもの発達段階に応じた系統的な人権教育の推進に努めていきます。	1	④
9	指針を推進していく上で必要な事は、施策推進本部長には、的確な言葉で担当部局責任者に指示する指導力、人権問題に対し、リーダーシップを執り、解決に向けて実行していく行動力が求められる。現状、市長が兼務しているが、「市長への手紙」に対する回答内容からして、真に制度の趣旨を市長が正確に理解しているのか、読んでいるのか、読んだとしても、該当部局責任者に的確かつ具体的に指示をしているのか、種々の疑念がある。市長が本部長を兼務する現方式で本当に人権問題が解決できるのか、現市長が本部長としての適任であり、「人権感覚が優れた職員」を育成できるのか、指針を実行する前に、検証するべきである。その上、研修内容が、人権行政の推進者として、自覚・使命感を持てるのか、理解した上で実行できるのか併わせて検証しないと、「形だけの指針」の評価が多かった前回の指針を継続だけでは、指針に対する市民からの支持・共感を得られない。	人権施策推進本部は、「人権文化のまちづくり」を行政総体で推進する必要があることから、すべての部局が相互に緊密な連携、協力を図りながら、総合的かつ効果的に施策を推進するため、市長を本部長とし設置したものです。 今後も、行政総体として人権行政を推進してまいります。	1	④

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
10	10P5行目には、「行政総体として人権行政を推進するためには」と書かれているが、人権行政を推進するために必要な組織体制はこれだけでは不十分である。 学校ではいじめをはじめようがい者に対する差別言動、社会では部落を誹謗中傷する落書きやネット上での差別扇動などが多く起こっている。北九州市民意識調査をはじめ各市民意識調査においても、部落問題を始め、さまざまな人権問題に関する認識が不十分であるとの調査結果も出ている。このような状況のなかで、特に、学校における人権教育の充実が求められている。人権教育の内容充実を学校総体として図るために教育委員会には人権教育部を設置するなど、それぞれの部署で人権行政を具体的にに取り組む体制づくりも必要である。	人権行政の推進にあたっては、個別の人権課題の所管課と連携を図りながら、人権推進センターが総合的な調整や人権啓発のための市民運動の推進等を行っている。 社会教育における人権教育は、教育委員会企画調整課人権教育・事業調整ラインが担当し、学校教育における人権教育については、指導第二課が中心となって、指導部全体でその取組みを指導しています。 今後も、人権教育については、企画調整課人権教育・事業調整ラインを総合的な推進や対外的窓口とし、教育委員会事務局全体で連携して対応してまいります。	1	④
11	14P4行目に「地域交流センターの役割」が書かれているが、現在の地域交流センターがこのような役割を果たせていない問題点や課題等を整理し、真に有効な活用を図るべきである。また、「地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実」「研修の充実による職員の資質向上」「地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援」「地域で人権啓発等を推進する人材を養成する」ことが現在なぜできていないのかを検証し、課題解決のための手立てを講じなくては改善や強化は望めない。	地域交流センターでは、市民センターとの連携による、地域交流センター館長を講師とする出前講演の実施や人権フェスティバルの開催等、「地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実」に積極的に取り組んでいます。 今後も地域交流センターの役割を効果的に発揮できるよう、職員の資質向上に努めてまいります。	1	④
12	学校教育への施策で、必要なのは、「人権教育の総合的な調整をおこなう部署」の設置である。「企画調整課」「指導一課人権教育担当」では限界がある。「人権教育課」の設置などをめざすべきである。	社会教育における人権教育を、教育委員会企画調整課人権教育・事業調整ラインが担当し、学校教育における人権教育については、指導第二課が中心となって、指導部全体でその取組みを指導しています。 今後も、人権教育については、企画調整課人権教育・事業調整ラインを総合的な推進や対外的窓口とし、教育委員会事務局全体で連携して対応してまいります。	1	④

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
13	インターネットによる人権侵害(35P)について、インターネットを使った陰湿、悪質な差別を先導、助長、拡散する差別書き込みが氾濫している。これらは、市民啓発活動を水泡に帰す行為である。そのため、しっかりと対策を講じるべきである。	北九州市では、青少年とその保護者を対象として、インターネットの適正利用について、周知・啓発に努めており、小中学生への啓発リーフレットの配布や、中学校でのメディア被害防止教室の実施、小倉駅前等の大型ビジョンでのメディア・リテラシーに関する啓発動画の放送などを実施しています また、令和2年度中には「(仮称)メディア・リテラシー向上協議会」を立ち上げ、メディア上の有害環境の危険性等の諸問題について、検討していくこととしています。 学校教育においても、インターネットの危険性、インターネットによる誹謗中傷やいじめ防止等について、学校の実情に応じて学習を行っています。 今後も、インターネットの適正利用を啓発するとともに、インターネットの書き込みによる人権侵害に関しては、法務局と連携、協働し、プロバイダへの削除依頼等を実施するなど、対応を図っていきます。	1	④
14	前例にとらわれず、今の問題に取り組み、具体策を示すべきである。 コロナ差別への取組 教育委員会より、「児童生徒のみなさんへ、新型コロナウイルス感染症に関するいじめ防止について」が出されているが、成人向けにも、「ストップ、コロナ差別！」のポスター、ステッカー等を公共施設に貼ることを提案します。 教育委員会議においても、委員より、「今、子どもにとっては、人権について考えるとてもいいタイミングである」と発言あり。	新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別に対しては、これまで啓発ポスターやチラシ、市政だより、ホームページによる啓発等を実施しています。今後も取組みを継続してまいります。	1	④
15	外国人差別への取組 コロナの影響が、立場の弱い外国人に出ていることは、4/24西日本新聞記事で報道されているように(夢持つ外国人、コロナで散々)、本市でも発生している。これこそが、SDGsの「誰一人取り残さない」である。ヘイトスピーチ対策は、川崎市と同様の罰則規定のある条例制定へ一歩でも進める。 市職員の常套句は、「国の動向を注視して～」であるが、自治体独自で進めるべき。	北九州市では「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を開設し、外国人の方の生活上の情報提供や相談に、多言語で対応しています。また、新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金の申請にあたっては、「多言語コールセンター」を設置し、支援・対応にあたっています。 ヘイトスピーチ対策にあたっては、法の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチの解消に向けた取組みに努めてまいります。	1	④
16	人権教育について 本市における、過去の負の歴史を知らない若い世代に対し、隠すことなく事実を伝えることが肝要である。具体的には、かつての川沿いの住居実態、土地ころがし事件の概要と顛末など。	学校教育・社会教育ともに、過去の事例なども踏まえ人権教育を行うことも必要と考えています。例えば、市民センターでは、必要に応じて、歴史を学び人権問題を考える学習を行っています。 若手教員が増えている学校現場においては、人権教育校内研修会年間計画を立て、教職員の人権研修を推進しています。	1	④
17	ネットによる誹謗、中傷については具体例を示し、啓発資料を作成する。	今後も、啓発資料の作成にあたって、配慮してまいります。	1	④

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
18	北九州市同和教育研究協議会は、児童生徒の人権教育において計り知れない貢献をしているので、北九州市としてぜひさらに応援すべきである。	同和問題に対する理解が深い教職員が主となっており、学校にとっても重要な役割を果たしてきたと認識しています。主催する事業についても後援し、研修として参加する教職員に対しては、必要な経費等について支援しています。	1	④
第1編 北九州市人権行政指針				
第1章 指針策定の経緯と位置付け				
19	「人権文化のまちづくり」がSDGSの達成に資する、と4頁に列記しています。5頁には「人権文化」の意味を「人権尊重の精神を身に付け、人権を尊重することが…」と展開を前回に続き今回も行っています。「人権尊重」が正しいのであって、人権文化とは一部同和運動団体の誤った歴史観の上にある方針上の造語にすぎませんが、市が運動団体の方針を引き受けるというのでしょうか。	「人権文化のまちづくり」とは、人権を尊重することが日常生活の中に文化として定着する社会の実現を目指すものです。 北九州市では、平成17年(2005年)に「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」の取組状況や「北九州市人権施策審議会」の答申を踏まえて、「人権文化のまちづくり」のための「北九州市人権行政指針」を策定し、取組みを推進しています。	2	③
20	P4の『「人権文化のまちづくり」を進めることは、「SDGs」の達成に資することから、積極的に取り組んでいきます』とあるが、『「人権文化のまちづくり」が実現できないと「SDGs」の達成はありえない』と記述すべきである。 理由は、同じP4には「本市が行うすべての施策の経過策定や事業の推進にあたって、本指針に掲げた理念や基本的な考え方を踏まえる」とある。つまり「SDGs」も「人権行政指針＝人権文化のまちづくり」の理念を踏まえての事業であることから、「SDGs」の達成に資するために人権文化のまちづくりはあるのではなく、「人権文化のまちづくり」を達成するために「SDGs」の取り組みはあるのが市の基本的な考え方ではないのか。	「SDGs」は、国連や各国において、取組みが実施されていますが、北九州市でも「北九州市SDGs未来都市計画」を掲げ、その達成に取り組んでいます。その取り組みは、すべて、「北九州市人権行政指針」に掲げた理念を踏まえ実施しています。このため、「人権文化のまちづくり」の推進は「SDGs」の達成に資すると考えます。	2	③
第2章 「人権文化のまちづくり」の推進				
21	第2章「人権文化のまちづくり」にあたって(5P)の現状認識のなかで、具体的に「子どもや女性」「高齢者」「障害のある人」をあげているが、それらの個別の人権課題を例にあげるの、かえって誤解を生むことになる。あげるならば、「憲法14条」の理念が未だ達成されていないことを述べ、人権に対する全体的な課題であることをおさえるべきである。	具体的に個別課題をあげることで、様々な人権課題があることを理解していただけたと考えています。	2	③

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
第3章 人権施策の推進				
22	人権感覚に優れた職員(教職員)の育成について 第2次改訂版(案)P25~26に個別の人権課題に対する取組み状況【同和問題(部落差別)】の記載があります。2015年実施の人権に関する市民意識調査では、「差別意識を持っている人はまだいる・まだ多い」と答えた人が65.6%となっており、未だに多くの人が同和地区への差別意識があると認識していますと記載されています。 この2015年実施の市民意識調査では、問18から問23-2まで同和問題への問いかけですが、子どもの結婚や自分自身の結婚への問では未だ根深い差別意識が少なからず存在しています。また、「同和地区の人が固まって生活しないで、分散して住む」、「同和地区の人自身が差別されないように、言動などに気をつける」と回答する割合が少し減ったとはいえ、未だ一定の割合でいることには、私たち当事者団体すら震撼する事態です。 さらに問題なのは、市民啓発や人権教育に携わる市職員や教職員の意識と認識です。2018年に市保健福祉局と教育委員会が実施した『職員人権意識調査』の内容です。 住宅選択の際の意識や態度について、「同和地区の地域内にある」「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」地域は「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」が、市職員(約5割)・教職員(4割弱)。「住宅の選定に際し、周囲の人々から、同和地区や、低所得者等の生活が困難な人が多く住んでいる地域などを忌避するような話題が出たとき、どうするか?」という設問については、「説得する」が、市職員(7.5%)・教職員(13.6%)。「説得したいが行動にうつせるか自信がない」市職員(39.9%)・教職員(43.5%)。「傍観する(無視する)」市職員(43.8%)・教職員(34.0%)。「同調する」市職員(2.7%)・教職員(1.7%)などという結果でした。 この調査から、部落差別解消推進法や生活困窮者自立支援法成立後の今なお、部落や生活困窮世帯は、市職員からも、子どもたちの同伴者であるはずの先生からも忌避の対象となっている現実が読み取れます。約50年前から同和対策事業や同和教育が始まり、熱心に取組んでこられた市職員や教職員の人々は、多くは退職されました。世代がそっくり入れ替わった行政や教育に携わる職員や教職員に「豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立った業務の遂行～」させることは相当の「一層効果的な職員研修」が必要だと思います。 「人権感覚に優れた職員・教職員の育成」の表記について、職員人権意識調査結果を踏まえた表記に改めるよう、意見を述べます。	人権感覚に優れた職員・教職員の育成は、重要な課題として認識しています。 このため、人権研修にあたっては、同和問題や障害のある人、性的少数者等様々な人権課題をテーマに取り上げ、当事者の方を講師として実施するなど、職員の人権意識の向上に努めています。 また、教職員の研修については、近年の退職等に伴う新規採用の増加を踏まえ、特に、若手教員の研修に力を入れているところであり、人権問題への深い理解と感性の涵養に努めています。	2	③

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
23	第2次改訂にあたってこの間の主な取り組みが、「約束事運動」や「モモマルくん」の認知に集中してきたのではないかと。また、その「約束事」運動も、登録団体数が増加したものの、その多くが「趣旨に賛同します」といったものが多く、それぞれの団体でしっかりと話されて決められていったものであるように思われる。「行政指針全体のとりくみの強化」と「約束事運動」の質を高めることが必要であることを改訂でおさえられたい。	「人権文化のまちづくり」には、市民の力が必要であるため、市民運動として「約束事運動」を進めており、登録団体数は、毎年増加しています。 また、「人権文化のまちづくり」に寄与する活動を実践する団体については、補助金を交付するなど、その活動を支援しています。	2	③
24	12Pの「職員の育成」については、2018年に実施した「職員人権意識調査」から明らかになった多くの課題を克服するものにならなければならない。国連の「人権教育のための世界プログラム」の第3フェーズでは、公務員などの公権力を有する職員の人権教育が中心である。そのことを踏まえるならば、公権力者の一員としての人権感覚がまずもってあげなくてはならない。つまり、職員研修の施策の方向性として重視しなければならないのは、「参加型研修の推進」や「効果的な職場研修」などの手法の問題ではなく、職員一人ひとりの「人権認識」であり、「差別の現実から深く学ぶ」ことの重要性であり、そのことを書き込む必要がある。	職員一人ひとりが人権行政の推進者としての自覚と使命感を持ち、人権尊重の視点に立った業務を遂行することの重要性を「(4)人権感覚に優れた職員の育成」の本文で述べたうえで、グループワーク形式での参加型研修や、窓口での基本姿勢や視覚障害のある人への配慮(ことばによるガイド等)を学ぶ福祉実習、車いす体験を通して車いすユーザーへの配慮を学ぶ体験型研修など効果的な研修を実施しています。	2	③
25	12Pに、行政施策の評価と検証があげられている。評価と検証は大事だが、どのようにおこなうのか、特に部落問題に関しての記述がなされていない。	個別の人権課題に関連する事業(「北九州市人権行政指針関係事業の概要」掲載事業)については、毎年、所管課において評価・検証を行い、これを北九州市人権施策審議会に付議し、委員から意見等をいただいています。 なお、各事業の評価と検証結果は、北九州市のホームページで公開しています。	2	③
26	13Pの人権に関する相談・支援機能の充実が重要である。そのことについて、「法務局など関係機関等と連携を図りながら」とあるが、法務局等では対応できていないのが実情。今の体制をベースにするのであれば「市民のニーズに的確に対応」することや「相談を通じて人権侵害の実情や傾向を把握し、必要な施策につなげる」ことなどできない。また、「市民活動団体等との連携による人権相談機能の充実」とはどのようなものかわからないので記述してほしい。	相談に関しては、同様の人権相談を受ける法務局や法テラスと情報交換や情報共有を行い、解決につながるよう連携に努めています。 また、相談内容によっては、行政だけでなく市民活動団体が対応しているものもあるため、市民活動団体等と連携を図りながら、適切な窓口につなぐことが重要と考えています。	2	③

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
第4章 人権教育・人権啓発の推進				
27	「第4章、人権教育・人権啓発の推進」には、課題ごとに記載されているが、施策の方向性の具体が見えない。	人権教育は、学校教育と社会教育、それぞれに取組みと施策の方向性を定めています。人権啓発についても、項目ごとに、取組みと施策の方向性を示しています。 個別の人権課題に関連する事業（「北九州市人権行政指針関係事業の概要」掲載事業）については、毎年、所管課において評価・検証を行い、これを北九州市人権施策審議会に付議し、委員から意見等をいただいています。 なお、各事業の評価と検証結果は、北九州市のホームページで公開しています。	2	①
28	「第4章、人権教育・人権啓発の推進」の基本的な視点についても、まずは、人権問題の基本認識として、その取り組みが抽象的なものとならないように、「差別の現実から深く学ぶ人権教育・啓発の推進」をあげるべきである。	今回の改訂でも、「北九州市人権行政指針」の基本理念や基本的な視点等は踏襲することとしています。 人権教育・人権啓発においては、知識の習得だけでなく、体験や交流から学ぶことも大切であり、その方法を工夫してまいります。	2	③
29	学校教育における人権教育の課題(15P)は、市民意識調査から明らかなように、この間のとりくみが「人権一般の教育となり、部落問題をはじめ個別の人権課題に対する具体」が少なくなったことがある。そのことを踏まえて、「子どもたちの差別の現実学ぶこと」「部落問題をはじめ具体的な人権課題にせまる学習の必要性などを明記すべきである。	人権教育教材集「新版 いのち」には、個別の人権課題に関する教材を掲載しています。学校では、この教材集を活用し、子どもの発達段階に応じて、系統的に学習を行っています。	2	③
30	人権啓発について、基本的な考え方として、「男女共同参画フォーラムin北九州」「障害者週間」「エイズデー」「児童虐待防止推進月間」をあげていることに違和感がある。あげるべきは、「同和問題啓発強調月間」「人権週間」ではないか。	ここでは、人権推進センター以外の個別の人権課題の所管課が実施する啓発活動を例示しているものです。	2	③
31	啓発活動の施策として、「参加型・体験型手法の導入～」などがあげられている(19P)が、必要なのは手法ではなく、「現実の課題を見すえた啓発の推進」である。	人権啓発が、行政からの一方的な情報提供に終わらないための手法としてあげているものです。今後も、人権啓発が市民の理解と共感を得るものとなるよう、啓発活動に取り組みます。	2	③
32	調査・研究機能の充実について、「効果的な人権啓発を行うため、啓発活動のあり方、手法等に対する市民のニーズや先進的な啓発手法についての積極的な情報収集や調査・研究を行う」ことは重要なことである。そのためにも、北九州市内で起こっている差別事件の把握や分析は欠かせないものであり、その点について明記すべきである。	北九州市内で発生した差別事象については、内容に応じ適切に啓発等を行っています。 今後も、効果的な啓発活動を実施するため、人権に関する情報収集や調査・研究に努めてまいります。	2	③

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
33	調査・研究機能の充実について、大学との連携において「情報収集」と「啓発手法」の調査とをあげているが、大学や研究機関との連携であげるべきことからは、そのような枝葉の問題ではなく、人権問題や人権教育・啓発に関わる総合的な知見である。また、北九州市として、北九州市立大学をはじめ市内の各大学への人権教育・研究機能の充実を求めるべきである。	北九州市では、これまで人権問題に関する市民意識調査等の分析を大学・研究機関に依頼し、その結果を人権教育や啓発活動に活用するなど、一定の成果をあげており、今後も取り組んでいきたいと考えております。 また、北九州市人権施策審議会においても、大学から学識経験者を委員として就任いただき、様々な意見をいただいています。	2	③
第2編 北九州市の人権に関する取組み状況				
第1章 人権を取り巻く状況				
第2章 北九州市の人権に関する取組み状況				
34	第2章の「市人権に関する取組み状況」の中で個人権課題への取組みが記述されている。一番初めに【同和問題(部落差別)】とある。市内にある様々な個人権課題の中で最初に取り上げられているのは最も重要な課題として位置付けていると推測する。市内には差別落書きや差別メモ、差別発言など被差別部落に対する差別事件は後を絶たない。もちろんそれらの差別事件は氷山の一角であり、まだまだ表面化しない差別事件も相当数ある。また悪質で確信犯的な差別事件も増加しているのが現実である。それらの部落差別に傷つき、時には結婚に反対されたり仕事さえ失う部落大衆が少なからず存在する。 また、そのため生活も不安定になり、まさに「部落差別による差別と貧困」の連鎖が部落大衆の大きな課題である。 他の個人権課題も「個」として課題を持つ人でくくっているの、部落問題も【同和問題(部落差別)】ではなく【被差別部落の人々】とすべきである。	北九州市の人権に関する取組み状況における個別の人権課題の表記は、平成31年度「法務省人権啓発活動年間強調事項」の記載に合わせています。	2	③
35	【同和問題(部落差別)】の記述内容も部落差別という人権課題を持つ「個」としての被差別部落大衆を全く意識していない。北九州市内には被差別部落もなく被差別部落民もいないかのような記述のしかたである。行政として被差別部落がどこにあるか部落民が誰であるか特定できないというのが、部落差別のところは記述しその差別により不利益をこうむっている人々を見ようしないその姿勢は即刻改めるべきである。「SDGs」は誰も取り残さないという理念を持っているが、部落大衆も例外ではないはずである。	北九州市では、未だに差別的な発言が行われるなど部落差別を受けている人がいます。差別事象が発生した際には、その当事者の話に耳を傾け、国と連携し、啓発等の必要な対応を行っているところです。 また、行政サービス等が必要な人については、各々の施策の中で、必要なサービスを提供する等の対応を行っています。 同和問題(部落差別)の解決に向けた様々な活動は、「SDGs」に掲げる「誰一人取り残さない」という理念に沿ったものと考えています。	2	③

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
36	いわゆる「コロナ差別」による様々な被害・実害が北九州市内でも見受けられる。「コロナ差別」についても見解や方策を明記すべきである。	新型コロナウイルス感染症については、不明な内容が多く、人々を不安や恐怖に陥れています。不安や恐怖が差別や偏見の原因になると言われているため、市民に対する啓発等を行っています。なお、ご意見を踏まえ、一部、記述を追加します。	2	②
37	2017年末に実施した北九州市職員・教職員の人権意識調査について何も触れられていない。その調査の中では、部落問題については、その意識の低さや差別的な意識が明らかになっている。それらの問題について分析し課題を明らかにし、それらの克服までの道筋が明らかにされていない。	人権感覚に優れた職員・教職員の育成は、重要な課題として認識しています。このため、人権研修にあたっては、同和問題や障害のある人、性的少数者等様々な人権課題をテーマに取り上げ、当事者の方を講師として実施するなど、職員の人権意識の向上に努めています。また、教職員の研修については、近年の退職等に伴う新規採用の増加を踏まえ、特に、若手教員の研修に力を入れているところであり、人権問題への深い理解と感性の涵養に努めています。	2	③
38	部落差別については、「昨今、市内においては、差別的なはり紙や落書きをする事象が発生しています」とあるが、市内では中・高校生ら若年層による部落差別発言や保護者による部落差別発言など、教育現場にかかわり差別事件が複数発生しているにもかかわらず全くふれられていないので、それらを表記するように改訂すべきである。	北九州市では、同和問題(部落差別)の解決に向けて、啓発に取り組んできましたが、これまでも、差別的な発言やはり紙・落書き等の事象が起きています。このような問題の解決に向けて、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「北九州市人権行政指針」に基づき、より効果的な啓発活動を推進していきます。また、ご意見を踏まえ、一部、記述を変更します。	2	②
39	インターネットによる人権侵害と部落差別 第2次改訂版(案)P35には「インターネットによる人権侵害」の項で、個人の名誉とプライバシーの侵害、差別を助長する表現の書き込みなどが人権に関わる問題として提起されています。 さらにP26【同和問題(部落差別)】でも、市内において、差別的な貼り紙や落書きをする事象が発生しているとともに、「インターネットを悪用した差別を助長するような情報発信や悪質な書き込み」などが問題であると表記されています。 すでに全国の自治体では、インターネットによる差別書き込みに関して「モニタリング事業」が開始され、職員へのモニタリング研修も進められています。 インターネットによる人権侵害、とりわけ同和問題・部落差別に関する表記については、その深刻さと違法性について、しっかりと表記されたい。さらに差別書き込みへのモニタリング事業について、実施する方針を明らかにされたい。	インターネットによる人権侵害については、インターネットを正しく活用することや正しい知識をもって情報を判断することの大切さを継続的に啓発しています。 インターネット掲示板等への書き込みによる人権侵害に関しては、法務局など関係機関と連携、協働しながら迅速に対応するなど取組みを進めています。 今後も、国の動向や他都市の取組みについて情報を収集し、どのような取組みができるか検討していきます。	2	③

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
40	この度「北九州市人権行政指針」(以下、指針)の第2次改訂がされるという。 指針は北九州における今後の「人権・同和行政」の在り方を示すものであるが、部落差別の当事者である私たちに原案作成前に意見を聞く機会さえつくりとせず、「パブリックコメント」を通じての意見聴取のみとしているのは遺憾である。 部落差別をはじめとした個人人権課題の解決は「人権一般」の取り組みだけではできないことは明白である。個々の人権課題の実態をしっかりと把握し、課題を整理しその解決のための具体的な施策を行っていく事が大切である。 2016年12月に「部落差別解消推進法」が施行された。①部落差別の存在を認知し②部落差別解消を明記③部落差別解消は国や地方自治体の責務とした④相談体制の充実を図り⑤部落差別解消に向けた教育・啓発の実施を明記した⑥実態調査の実施を明記したことなどを主な内容とするものである。今後は国や地方自治体にはこの「6つの基本事項」をふまえた具体的な施策が求められる 北九州市においては2002年3月に失効した「地対財特法」以降は部落差別解消の残された課題として「教育・就労・啓発」が課題と言われてきたが、一般対策で行われたといわれる「残された課題」解決の施策の総括が全くなされていない。部落の「教育・就労・啓発」の現状が全く明らかにされていない。 これらのことから指針は残された課題の解決と「部落差別解消推進法」の具体化を進める方向性を明らかにすべきものだと考える。指針は部落差別の解消に役立つものであるべきである。	今回の改訂においては、「北九州市人権行政指針」の基本理念や基本的な視点、施策の方向性は、踏襲しています。 また、パブリックコメントでは、当事者を含めた市民の皆様にも広く改訂案を公表し、意見を伺い、改訂に取り組んでいます。 個別の人権課題の解決については、それぞれの施策の中で取り組んでいきます。 なお、北九州市では、部落差別の解消に向けて、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「北九州市人権行政指針」に基づき、相談担当職員の資質向上等相談機能の充実を図るとともに、より効果的な啓発活動を推進していきます。	2	①
41	「第9次人権問題に関する市民意識調査(平成28年3月)」から見られるように、市民の同和問題に対する意識はむしろ後退してきている。また、2018年に実施した「職員人権意識調査」からも多くの課題が明確になっている。これらの調査結果を受けとめての「改訂」をおこなうべきであり、そのことが市民啓発にもつながる。そこで、改訂にあたって、それらのことを踏まえた記載と具体的な施策が入れられるべきである。	今後も、人権啓発については、各種調査結果や社会情勢の変化等に応じ、適切に取り組んでまいります。	2	③
42	26Pに、取り巻く状況として、新たな「法整備」を書いていることは評価できるが、そのうえで、今日発生している「差別事件」とその背景にある「差別意識」等について、市民意識調査などをもとにした分析を書き込むべきである。	人権問題に関する市民意識調査の結果については、26頁に記載しています。 調査結果からは、未だに多くの人に同和地区への差別意識があると認識していること、「同和問題に正しい理解を持ち、問題解決のために努力する」という回答が最も多く、回を追うごとに増加していることが伺えます。	2	①

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
43	同和問題については、差別事件を受けとめて、市民意識に見られる課題(部落問題に対する市民意識の低下、若年層においての意識・知識の低下など)を明記し強化すべき方向性を述べるべきである。	北九州市では、同和問題(部落差別)の解決に向けて、啓発に取り組んできましたが、これまでも、差別的な発言やはり紙・落書き等の事象が起きています。このような問題の解決に向けて、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「北九州市人権行政指針」に基づき、より効果的な啓発活動を推進していきます。	2	①
44	同和問題の解決は、「国民的課題」であり、「国際的な責務」であるとすべき。	同和問題の解決が「国民的課題」であることについては、改訂案25頁に記載しています。 また、「国際的な責務」については、「北九州市人権・同和行政の基本方針」(平成14年2月策定)において「世界に開かれた街を目指す本市が、国際社会の重要な一員として、あらゆる差別の解消に積極的な役割を果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀における重要な責務である」と基本認識で示しており、「北九州市人権行政指針」においても、この認識を踏襲しています。	2	③
45	「子ども」「高齢者」等では、課題に対する具体的な取り組みおよびその課題解決や取り組みの方向性が書かれているが、「同和問題」にはそれらが無い。取り組みの検証と見直しについても記載されておらず、これで真に部落問題解決のための効果が上がるのか疑問である。 インターネット等を使い部落差別が助長、拡散されている実態(※)や「市民意識調査」や「職員人権意識調査」に見られる課題、また「部落差別解消法」の評価および取り組みの力強い表明等について明記するべきである。	同和問題(部落差別)に対する取り組みの方向性については、26頁に記載しているとおり、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「北九州市人権行政指針」に基づき、相談担当職員の資質向上等相談機能の充実を図るとともに、部落差別の解消に向け、より効果的な啓発活動を推進していきます。	2	①
46	「部落差別解消推進法」について、その理念の具現化にむけて取り組むことを表明し、今後の課題である「人権侵害救済」「差別に対する法的規制」のとりくみの必要性も述べるべきである。	北九州市では、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「北九州市人権行政指針」に基づき、相談担当職員の資質向上等相談機能の充実を図るとともに、部落差別の解消に向け、より効果的な啓発活動を推進していきます。 人権救済に関しては、改訂案38頁に記載しています。	2	①
47	同和問題を人権問題として扱うならば26頁の「落書き」事件は前回の改定版にも載っており、今回も掲載した理由は何でしょうか。場所も時間も掲示せず繰り返し掲載するのは市民の中に不必要な「分断」と「予断」を植え付けるものになっているのではないのでしょうか。翻って、前回改定時も同じ文言で掲載したことは行政の怠慢・怠動を敢えて記述したということでしょうか。	北九州市では、同和問題(部落差別)の解決に向けて、啓発に取り組んできましたが、これまでも、差別的な発言やはり紙・落書き等の事象が起きています。このような問題の解決に向けて、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「北九州市人権行政指針」に基づき、より効果的な啓発活動を推進していきます。 また、ご意見を踏まえ、一部、記述を変更します。	2	②

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する市民意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 人権行政に対する考えを述べた意見
- 2 指針の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 3 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 指針に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
48	ホームレスについて(36P)、「自立の意思がありながら」という説明は不要である。	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」と同趣旨の表現であるため、現行どおりとします。	2	③
資料編				
49	目次および資料について 資料編に下記の法律も入れるべき。 ・「部落差別解消推進法」・「障害者差別解消推進法」・「ヘイトスピーチ対策法」 ・「子どもの貧困対策推進法」・「生活困窮者自立推進法」	資料編6人権課題別の法令、制度等に 「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「生活困窮者自立支援法」の各法律施行年月、改正年を記載しています。	2	①
その他意見				
50	コロナ禍で様々な市民活動が制限されている中で、このタイミングでパブリックコメントを求められても十分な意見を表明することが出来ない。提出期限を延長されたい。	コロナ禍ではありましたが、通常どおり、資料の閲覧場所や意見表明の手段等を確保しており、予定の期間をもって、終了させていただきました。ご理解くださるようお願いいたします。	3	④
51	指針の文章が多すぎて、読む気がそがれる。削減し、スリム化を要望します。	人権課題の多様化、複雑化により、現状では、削減は難しい状況です。ご理解くださるようお願いいたします。	3	④

「北九州市人権行政指針第2次改訂版」(案)に対する
市民意見等を踏まえた追加・修正内容

<市民意見を踏まえた追加・修正>

1 **修正**

【意見 (No.38)】

部落差別については、「昨今、市内においては、差別的なはり紙や落書きをする事象が発生しています」とあるが、市内では中・高校生ら若年層による部落差別発言や保護者による部落差別発言など、教育現場にかかわり差別事件が複数発生しているにもかかわらず全くふれられていないので、それらを表記するように改訂すべきである。

【意見 (No.47)】

同和問題を人権問題として扱うならば26頁の「落書き」事件は前回の改定版にも載っており、今回も掲載した理由は何でしょうか。場所も時間も掲示せず繰り返し掲載するのは市民の中に不必要な「分断」と「予断」を植え付けるものになっているのではないのでしょうか。翻って、前回改定時も同じ文言で掲載したことは行政の怠慢・怠動を敢えて記述したということでしょうか。

【修正箇所】26ページ

第2編 第2章 北九州市の人権に関する取組み状況

【同和問題（部落差別）】

昨今これまでも、市内においては、差別的な発言やはり紙や落書きをする等の事象が発生しています。また、インターネットを悪用した差別を助長するような情報発信や悪質な書き込みなどが問題となっています。

2 **追加**

【意見 (No.36)】

いわゆる「コロナ差別」による様々な被害・実害が北九州市内でも見受けられる。「コロナ差別」についても見解や方策を明記すべきである。

【追加箇所】34ページ

第2編 第2章 北九州市の人権に関する取組み状況

【HIV感染者・ハンセン病患者等】

なお、令和2年（2020年）に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、いわれのない誹謗中傷等を受けた方の相談等への対応、差別防止のための人権教育・啓発に努めています。

<その他の修正>

3 修正

【内容】

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が2020年7月に改訂されたため、改訂年の記載を追加。また、「国が」を削除し、「関係閣僚会議で」を追加記載。

【修正箇所】55ページ

資料編 6 人権課題別の法令、制度等

【外国人】

■2018年12月 国が「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を関係閣僚会議で策定（2019年、2020年改訂）